

令和7年8月～令和7年11月

市への意見・要望

集計結果報告書

朝霞市 市政情報課

はじめに

この冊子は、令和7年8月～令和7年11月に本市に寄せられた「市への意見・要望」を掲載したものです。

内容につきましては、寄せられた「市への意見・要望」及び回答の要旨となっています。回答不要の御意見・御要望については掲載しておりません。また、プライバシー保護などのため掲載をしていない御意見・御要望もありますので、御了承ください。

なお、時間の経過により現状と合致しないところがある場合がありますので、御留意ください。

令和7年8月～令和7年11月 市への意見・要望

総数99通（回答数71通・回答不要28通）

内容別内訳（第5次総合計画における「政策分野」別に集計）

災害対策・防犯・市民生活……………	7項目
健康・福祉……………	16項目
教育・文化……………	16項目
環境・コミュニティ……………	22項目
都市基盤・産業振興……………	42項目
基本構想を実現するために（その他）……………	8項目

合計111項目

※1通で複数の分野にわたる意見・要望がある場合があるため、総数とは一致しないことがあります。

担当部署毎集計（総数99通の内訳）

政策企画課	1	保険年金課	2
秘書課	1	健康づくり課	4
シティ・プロモーション課	7	こども家庭センター	2
市政情報課	2	まちづくり推進課	14
危機管理室	4	みどり公園課	16
財政課	2	道路整備課	12
財産管理課	1	上下水道総務課	1
収納課	1	水道施設課	1
地域づくり支援課	4	下水道施設課	3
産業振興課	3	教育総務課	3
環境推進課	13	教育指導課	3
資源リサイクル課	5	学校給食課	1
障害福祉課	1	生涯学習・スポーツ課	6
長寿はつらつ課	4	文化財課	1
こども未来課	1	図書館	2
保育課	2	合計	123

※1通に対して複数の部署で回答する場合があるため、総数や項目数とは一致しないことがあります。

※担当部署は、令和7年4月1日時点での掲載となります。

.....目 次.....

○ 災 害 対 策 ・ 防 犯 ・ 市 民 生 活	P	1
(防災行政無線、災害時避難所、防犯灯などに関する意見・要望)			
○ 健 康 ・ 福 祉	P	2~4
(高齢者支援、保育園、副流煙対策などに関する意見・要望)			
○ 教 育 ・ 文 化	P	5~6
(学校運営、生涯学習施設の管理などに関する意見・要望)			
○ 環 境 ・ コ ミ ュ ニ テ ィ	P	7~11
(騒音、路上喫煙、彩夏祭、ごみ処理などに関する意見・要望)			
○ 都 市 基 盤 ・ 産 業 振 興	P	12~18
(交通安全対策、公園管理、道路整備などに関する意見・要望)			
○ 基 本 構 想 を 推 進 す る た め に (そ の 他)	P	19~20

災害対策・防犯・市民生活

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月20日	防犯カメラの補助金があると助かります。	危機管理室では、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを目的に、自治会や町内会等が、地域の防犯を目的として公共空間に防犯カメラを設置する場合に、補助金を交付していますが、個人宅への防犯カメラ設置に対する補助金は行っていません。	危機管理室
10月21日	防災朝霞の迷い人の呼びかけなのですが、20時以降に放送が流れるのは、いかがなものかと思いました。小さい子どもが寝ている時に、かなりの大きな音が流れると起きてしまうので、時間を考えて放送してほしいです。（同様の意見 ほか、2件）	防災行政無線の放送は、原則として午前8時30分から午後10時までとじていますが、災害情報等緊急にお知らせする必要があるものについては、通常の放送時間外に放送する場合があります。今回は、朝霞警察署の依頼により人命に係わる緊急のものであることから放送しました。御理解・御協力をお願いします。	シティ・プロモーション課
10月29日	朝霞市の外国人・移民に関して、外国人移民に対しルール登録の周知は行うようにしないと、外国人移民による、軽犯罪や重犯罪が増えてきます。地域住民や子どもたち、お年寄りが心配です。せめて、住民登録がある外国人移民を警察と連携し、市行政が管理し、そこに資金を投資した方が良いと思います。対策を一刻も早くしてほしいです。また、朝霞市はまだ街灯の少ない場所が多く、夜に子どもたちが通る所も意外と街灯がなく、犯罪が起きやすい場所も多いので、インフラ対策も犯罪対策として行ってほしいです。	外国人の受入れについてですが、国が定める制度や方針に基づき対応しており、入国管理や在留資格などの制度は国の所管事項となっています。市としては、外国人の方を含め、地域にお住いの方が安心して暮らせる環境づくりに努めており、今後も多文化共生や地域の理解促進に取り組んでいきます。防犯灯については、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを目的に、自治会や町内会に対し、防犯灯設置に係る補助金を交付していますので、当該地区の自治会・町内会に御相談をお願いします。また、街路灯についても市民の方々から御要望のあった場所を中心に順次増設しています。	地域づくり支援課 道路整備課 危機管理室

健康・福祉

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月1日	<p>朝霞市の緊急預かり保育について、未就園児に対する一時保育はあるものの、幼稚園に入園後の一時保育についてはほぼ受け入れていないことがわかりました。しかし、近隣の市は幼児の一時保育を対応しているようです。朝霞市は待機児童も多く、預かり保育の充実性に欠けるため、現状の対策では不十分ではないでしょうか。</p> <p>そこで以下について要望です。</p> <p>(1) 幼稚園や保育園、小学校に通っているか否かを関係なく、保育のある環境や相談できる場を整備してもらえないでしょうか。</p> <p>(2) こども家庭庁で示している「誰でも保育」について、朝霞市ではどのような施策を進めているでしょうか。</p>	<p>(1) 保育の環境について、市では誰でも利用できる子育て援助制度としてファミリー・サポート・センター事業があります。また、保護者の病気や看護などの理由により緊急的に保育が必要となった際に、一時的に乳幼児を保育園に預けることができる一時保育もある他、幼稚園では保育を必要とする家庭に対し預かり保育を実施している幼稚園もあります。</p> <p>さらに今後については、本年度中に早朝、夜間等の緊急時に預かり対応を行う緊急サポート事業を開始する予定です。</p> <p>(2) 市では、こども誰でも通園制度について令和8年4月開始で準備を進めています。こども家庭庁が定めるこの制度において、利用できる対象者は、①0歳6か月から満3歳未満のこどもであること、②認可保育所や幼稚園などの保育施設に通っていないこと、①②に該当することもとしています。</p>	保育課
8月7日	<p>RS母子免疫ワクチンの費用助成について。</p> <p>妊婦が母子免疫獲得の為に接種が推奨されているRSウイルスワクチン「アプリスボ」の費用約3万円が自己負担となっており、市からの助成があると大変助かります。</p> <p>現時点では任意接種のため国からの補助はないものの、独自で助成金を用意する自治体はいくつかある事を知りました。費用面での負担が軽くなれば、妊婦がワクチン接種を検討したり、そもそもそういったワクチンがある事への周知にもなると思います。約3万円の全額負担は厳しくとも、半額でも助成があると大変ありがたいです。</p>	<p>厚生労働省のワクチン評価小委員会において、妊婦がRSウイルスワクチンを接種することで、母体から胎盤を通じて胎児に免疫が移行し、新生児や乳児のRSウイルス感染症の重症化を予防する有効性については、一定の知見があるとされました。しかし、RSウイルスワクチンは、昨年、薬事承認されたばかりであり、安全性については、諸外国における議論や国内の知見が限定的であることなどから、引き続き、可能な限り国内の知見を確認することとしています。</p> <p>市としては、国の定期接種化、ワクチンの安全性等を総合的に勘案し、今後も国の動向を注視していきたいと考えています。</p>	健康づくり課
8月18日	<p>産後ケアについて、埼玉県内では、多くの市町村が産後ケア事業を実施している一方で、朝霞市はまだ制度が整っていないのが現状だと聞きました。産後ケアが広がれば、母親の心身の回復を支え、産後うつを予防できる等が期待できるため、ぜひ産後ケア事業の導入・拡大を検討してください。</p>	<p>現在、本市の産後ケア事業については、訪問型のみ実施しています。本市としても、少子化や子育て世代の孤立等が社会的に課題となっていることは認識しており、産後の母親を支える仕組み等が必要であると感じていました。</p> <p>これをふまえ本市では、この10月より、訪問型に加えて、母子で宿泊して支援が受けられるショートステイ型、母子で日中過して支援が受けられるデイサービス型を開始する予定で、受託先の調整等準備を進めているところです。受託先としては、恵愛病院やイムス富士見総合病院等、市外の医療機関でスタートを予定していますが、今後、市内など新たな施設とも調整していきたいと考えています。</p> <p>今後とも、地域の助産師や活動団体の皆様とともに、朝霞市の母子や子育て家庭への支援について一緒に取り組めればと考えています。</p>	こども家庭センター
8月28日	<p>保育園等継続について要望です。「届出期間と提出書類」の届け出期間の猶予が約半月では短すぎるため、届出期間を一月に変更してください。</p> <p>共働きの家庭では申請に掛ける時間がままなりません。インターネットは便利ですが対面で職員と質問確認をしながら納得したうえで届け出をしたいです。</p>	<p>保育園等継続（現況）確認については、7月より施設に事前周知の為にポスター掲示を依頼しており、就労証明書等の書類を事前に御準備してもらったうえで8月15日から31日までの期間に手続きを行ってもらうという想定で日程を設定していました。施設や保護者によっては周知期間に差が出てしまっていたことから、この御意見を参考に今後の受付時期や手続き方法について検討を進めていきます。</p> <p>また、提出にあたっては、必要な場合、紙面での提出も可能としていますので、相談等ありましたら保育課へお問合せください。</p>	保育課

健康・福祉

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
9月11日	リハビリのため、わくわくどーむのプールを利用していますが、入場料400円は年金生活者には高いです。65歳以上の人はもう少し安くしてください。三芳町ではプールは有りませんが高齢者は半額です。	朝霞市健康増進センター（わくわくどーむ）の利用料金については「朝霞市健康増進センター設置及び管理条例」によって定められています。要望にある「リハビリのため」であれば、施設使用料減額・免除の制度が適用になる場合がありますのでわくわくどーむへお問合せください。利用料金については施設の管理運営に必要な収入となっており、昨今の物価高騰により、施設の光熱費等も上昇しているため、利用料金の値下げは現在のところ考えていません。	健康づくり課
9月19日	9月18日に放送されたテレビ番組のがんの特集を観て、朝霞市はどうして検診案内を市民に勧めることをしなかったのか残念です。親族が肺がんで亡くなり、朝霞市からお悔やみのことばをもらいましたが、それより検診を勧める案内がほしかったです。また、その番組で、朝霞市がキャンペーンに参加していないのが残念でした。	【電話にて回答】 虹の架け橋プロジェクトは、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下、「指針」）に基づいて実施しているがん検診のみを対象としています。市では、より多くの市民の方にごがん検診を受診してもらえるよう、指針に基づく対象者をさらに拡大して実施しているため、虹の架け橋プロジェクトへの参加が出来ない状況となっています。また、市では、市独自にごがん検診の普及啓発を実施しており、市ホームページへの掲載、広報記事への掲載、保健センターガイドの全戸配布、公共機関やスーパー等でのポスター掲示・チラシの設置、市公式SNSでの受診勧奨等を実施していることをお伝えしました。	健康づくり課
10月7日	家族を自宅で介護してます。機械浴ができる通所施設が1か所しかないのを改善してほしいです。訪問看護も質が悪く、在宅介護は成り立ちません。	御指摘の機械浴の対応可能な介護事業所ですが、市では、介護事業所の開設手続きに関して相談があれば、療養通所介護事業所の開設や機械浴設備の設置を提案するなどの働きかけに努めています。しかし、療養通所介護事業所や機械浴を希望される方々、その御家族の需要については認識していますので、引き続き、機会を捉えて事業者への働きかけに努めていきたいと考えています。	長寿はつらつ課
10月16日	先日、マイナンバーの健康保険証利用登録の解除申請に行きました。窓口対応の担当者さんが知識不足で、非常に迷惑でしたので改善を希望します。	国民健康保険に係る窓口対応については、窓口対応マニュアルを整備し、事務を進めていましたが、マイナ保険証の利用登録解除方法についてのマニュアル及び解除申請書の記入例を改めて確認したところ、署名欄を誰にするか等、明示していない箇所がありました。そのため、統一されていない解釈により、異なる対応となっていました。今回の御意見を踏まえ、署名欄を【解除申請に来庁した方】に記載してもらうよう、マニュアル及び記入例に明示するとともに、職員に周知徹底しました。	保険年金課
10月29日	長寿を祝う会について、次年度、著名人の歌手の出演を希望します。	御意見は今後の事業実施にあたり参考にします。	長寿はつらつ課

健康・福祉

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月20日	<p>バス停およびその周辺での喫煙マナーとポイ捨てに関する問題について、改善をお願いしたいです。現状、バス停および周辺での喫煙が多く、通学することも等々の受動喫煙の被害が懸念されます。また、火がついたままの吸い殻が地面に捨てられていることが度々確認され、火災の危険性が非常に高いです。</p> <p>バス停近隣の敷地内に、たばこの空箱を捨てていく行為も見られ、衛生面、景観面で問題があります。この道路は小学校の子どもたちの通学路であるため、この受動喫煙の危険性もあります。</p> <p>そのため、ポイ捨て禁止の看板設置、必要に応じて喫煙防止、受動喫煙防止に関する注意喚起など、現状改善のための対策を検討してください。</p>	<p>本市では、駅周辺を路上喫煙禁止地区として、広報・ホームページ・路面標示等での啓発のほか、路上喫煙パトロールを実施していますが、喫煙者のマナーの向上に大変苦慮しているところです。また、市内全区域において道路、公園など室内を除くその他公共の場所で喫煙をしないよう努力義務を規定しています。</p> <p>さらに、令和2年4月から全面施行された改正健康増進法は、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的としており、原則「屋内」では喫煙ができなくなりましたが、喫煙が規制されているのは屋内であり、「屋外」の喫煙については罰則などの規制がありません。しかし、屋外における喫煙についても、喫煙をする際には、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲に配慮すること」が求められています。</p> <p>今回御要望の看板については、ポイ捨て等に関するものが数種類あります。御要望に応じてお渡しすることができます。なお、設置については市では行っていませんので、御自身のブロック塀やフェンス等に設置のお願いをしています。</p> <p>また、バス停での喫煙についてバス事業者に現状をお伝えしました。</p> <p>市では望まない受動喫煙の防止に向け、改正健康増進法や受動喫煙による健康への影響について周知・啓発に取り組んでいます。</p> <p>今後も、喫煙者等のマナーやモラルの向上に向けて、引き続きパトロールだけでなく、広報やホームページ等での啓発も実施していきます。</p>	<p>環境推進課 健康づくり課</p>

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月15日	<p>第6小学校の用務員について、草刈りなど、業務を行っていないように思います。 また、工事の予告看板について、工事は終了したと思いますが、撤去されていません。</p>	<p>各学校の用務員の業務については、門扉や職員玄関等の鍵の開け閉めの施設管理のほか、除草、草花低樹木の手入れ、排水溝及び側溝の簡易清掃などの校内の環境整備を行うなど、多岐にわたっています。 御指摘の点については、令和4年度にも同様な意見があり、教育委員会から朝霞第六小学校の管理職員に伝え、用務員を指導するよう依頼していますが、再度管理職員に伝えます。 学校敷地内の下草については、毎日の校務の中で行っており、8月20日及び22日にも実施したとのことでした。夏期は下草の成長も早く、学校内の下草全てを一気に取り除くことは難しく、学校でも苦勞しているところとのことでした。 学校敷地内の管理については、今後も教育委員会と各学校が連携し、適切に行われるよう、十分注意していきます。 また、朝霞第六小学校の増築工事に係る看板ですが、工事は終了していますので、工事業者と看板の撤去についても調整しており、調整次第、撤去を進めていきます。</p>	教育総務課
8月18日	<p>昨今の災害級の暑さで、小中学校の日常的な体育や運動会体育祭で熱中症になることも増えていきます。予防対策として、グラウンドにサンシェードやミストの設置を希望します。</p>	<p>現在、市内の小・中学校では、熱中症対策として、ミストシャワーを設置しているほか、令和5年度までに、すべての小・中学校の体育館にエアコンを設置しています。 御希望のサンシェードやミストの設置には、グラウンドへの固定や場所の確保など様々な課題がありますので、活動前の散水用スプリンクラーの稼働、小さいテントや木陰の活用、猛暑の日はなるべく体育館で活動することなど、熱中症対策を取りながら活動するよう、学校と相談していきたいと考えています。</p>	教育総務課
8月18日	<p>笹橋公園のトイレが、あまりに汚くて使えませんのでした。 また柵塚公園内の街灯に夜間消灯のラベルを貼り付けており、19時頃を通り過ぎた際、暗くて恐怖を感じました。夜間の防犯、安全の為の街灯ではないのですか。 また、市内の公共設備全体の管理基準についても詳細を教えてください。</p>	<p>笹橋公園のトイレについては、清掃を週に5回実施し、美観に努めています。清掃日が1日空く時があるため、利用状況などにより汚くなる場合がありますが、定期的に清掃を行うことで、今後も引き続き適正な維持管理に努めていきます。 柵塚古墳歴史広場については、利用時間が、4月～9月が午前9時から午後6時まで、10月～3月が午前9時から午後5時までとなっています。そのため、トイレや駐車場については利用時間以外は施設しています。また、園内の街灯については、夜間点灯することで隣地畑作物に影響が出る可能性があるため、消灯しています。 公共設備全体の管理基準については一律的に定めておらず、不具合等が生じた場合は、各設備を管理する部署が必要に応じて適宜修繕等を行っています。</p>	みどり公園課 文化財課
9月29日	<p>酷暑を受け、来年以降は溝沼子どもプールや青葉台公園の噴水といった、こどもが水遊びできる場所を9月中旬頃まで期間を延長できないでしょうか。</p>	<p>溝沼子どもプールについては、小学生以下を対象とした施設ということもあり、利用状況等を考慮し夏休み時期に合わせたほか、施設管理費や人件費等の高騰を踏まえ今年度は8月31日までの開場としました。 この御意見や利用者アンケートを参考に皆様が安全に施設を利用できるよう検討していきたいと考えています。 青葉台公園の噴水施設は、近年、人件費等が上昇している中、限られた予算の中で維持管理をしていくため、近隣の事例を踏まえ、今年度は試行的に稼働期間を短縮しています。 今年の試行期間の結果や皆様からの御意見等を参考に、次年度の稼働期間について検討していきたいと考えています。</p>	生涯学習・スポーツ課 みどり公園課

教育・文化

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月1日	給食の量が少なく、質がひどいです。	現状として、児童生徒に提供する給食で使用する食材の購入費は、学校給食法において保護者の皆様から徴収する学校給食費で賄うこととなっています。御家庭でも食料品価格の上昇を感じていると思いますが、学校給食で使用する食材も大幅に価格が高騰しています。お預かりした給食費の中から栄養士が使用できる食材を選び、調理方法を工夫し、栄養価も十分ある献立を考えています。しかし、食材費の高騰は続いており、非常に厳しい状況です。朝霞市では、「児童生徒においしい給食をおなかいっぱい食べてもらう」ために、市内保護者代表や市議会議員代表、市内小中学校の校長先生らで構成される学校給食運営審議会での検討等を経て、令和7年10月から給食費を改定しました。今後においては、これまで以上に献立の充実を図り、季節に応じた給食を提供できるよう引き続き内容を充実させていきます。	学校給食課
10月28日	西朝霞公民館を利用していますが、駐車場の障害者スペースに車を止め、折りたたみコンテナを台車に載せて図書室へ移動しているのを見ます。障害者スペースを不要に使っている時に、本当に必要としている方が西朝霞公民館を利用することがあった場合は、他の21台分のどこかに停めれば良いということでしょうか。	御指摘の駐車については、図書館と市内公民館図書室の間を巡回し、予約本や返却本などを届ける作業の際の駐車と推察します。その際は、原則、障害者用駐車場を使用しないことになっていますが、出入り口に一番近い障害者用駐車場を使用するケースもあったことを確認しました。障害者用駐車場については、たとえ短時間であっても、御指摘のように本当に必要な方が困るケースが発生する恐れもありますので、職員及び配送事業者には、障害者用の駐車スペースに駐車しないことを徹底するよう指導しました。	図書館
11月5日	朝と夕方にスピーカーから大音量で音楽が流れているのを耳にします。こちらはどのような取り組みでしょうか。朝は8時過ぎ、夕方は恐らく16時から17時くらいだったかと思います。夕方に流れる分には問題ありませんが、朝はまだ就寝していることもあり、正直かなり音が気になっています。	教育委員会で確認を行ったところ、朝の時間帯の音楽については、溝沼4丁目付近の学区の学校から出ている可能性が高いことがわかりました。当該の学校では、委員会活動の中で校内放送を行っており、その際、学校外にも聞こえる音量で流れている状況であったとのことでした。学校に対して、適切な音量での放送を行うことと、校外への音漏れについてはよく確認をするよう、指示をしました。放送を行う委員会の生徒に対しても、担当教員より指導します。	教育指導課
11月11日	小学校が少しづつ老朽化してきていると思います。こどもたちが、のびのびとした教育ができ、建物自体にも魅力がある小学校を建築してはどうでしょうか。流山市の小学校が良い例だと思います。朝霞はイベントも多く朝霞の森など自然もあり、街の魅力をもっと高めるために、小学校を含む公共施設を著名な建築家などに入ってもらい、もっともっと魅力のある街になってほしいなと思っています。	本市の小中学校の学校施設の多くは、昭和40年代後半から50年代の児童生徒が急増した時期に建設され、築40年以上の学校施設が5割を占め、経年による老朽化対策が課題となっています。そのため、現在、市全体の学校施設の改築・改修の具体的な実施計画等を「朝霞市学校施設長寿命化計画」としての策定を進めています。また、学校施設の改築の具体的な方法等は、対象の学校の実情に即した改築計画を、改築する時点で改めて検討していきたいと考えています。流山市の小学校のような学校の内装木質化も、魅力ある学校となる要素の一つですので、今後、学校の改築を行う場合には、そのような視点も持ちながら検討していきたいと考えています。	教育総務課
11月19日	外国語会話スクールの開設についてのお願い。市民の語学力向上と地域の国際交流促進のため、朝霞市庁舎にて週1回、無料の外国語会話スクールを開催してもらえないでしょうか。具体的には、英語、中国語、トルコ語です。市民の学びの場として、また多文化共生の一助として、検討してください。可能であれば2026年4月からの開設を目指してもらえるとありがたいです。	国籍や文化の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として、ともに生きていく多文化共生への理解は重要であると認識しています。市では、自主的な学習や人との学び合いを支援するため、語学に関する活動サークルのほか、各種講座や教室の情報を掲載した生涯学習ガイドブック「コンパス」を作成していますので、御参照のうえ、学習活動の参考としていただければと思います。	生涯学習・スポーツ課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月4日	朝霞市でも家庭用の食用油回収事業を進めてほしいです。	市では、ごみの減量化と再資源化を図るために、家庭から出る食用油の有効活用が必要であることは認識していますが、食用油の回収事業の実施にあたりましては、事業に係る費用や回収を担う人員の確保が困難であるなどといった課題もあることから現時点では実施できていません。 なお、一部の自治体では、民間との連携により回収・リサイクルを行っている事例もあるため、このような先進事例を参考に、本市でも実現可能な取り組みを検討したいと思います。	資源リサイクル課
8月19日	自治体が粗大ごみから出た商品をメルカリShopsに出品しています。朝霞市でも出た粗大ごみをメルカリShopsに販売してほしいです。	現在市では、衣料品や雑貨等の生活用品を有効利用するために、リサイクルプラザ内においてリサイクルショップを運営しています。また、不要になった家具の引き取りを行っており、引き取った家具は修理再生したのち、リサイクル家具として抽選販売を行っています。 他自治体が「メルカリShops」を活用した粗大ごみ等の販売事業に取り組んでいる例は認識しており、市においても各種フリーマーケットサービスとの連携による、ごみの減量、再資源化への取組について現在検討を進めています。詳細が決まりましたら市ホームページ等でお知らせしていきますので、今しばらくお待ちください。	資源リサイクル課
8月25日	市民会館前駐車場脇歩道の花壇にチョウセンアサガオらしき植物が開花中です。もしそうなら、全てが有毒らしいので対処すべきと思われるです。	市民会館の花壇のチョウセンアサガオらしき植物については、酷似していることを確認しましたので、8月25日に駆除しました。 また、チョウセンアサガオなど外来植物については、もともとその地域になかったものが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれたものが多く、生態系などに大きな影響を及ぼす侵略的外来種も少なからず確認されているところです。 市では、自宅等の敷地内で発見した際の駆除に関する相談を行うほか、広報やホームページなどを通じて、駆除の御協力をお願いしています。	地域づくり支援課
8月26日	ニュース等の報道で、日本の自治体がアフリカ諸国に特別ビザや仕事、医療住宅等を提供すると聞きました。これは実質移民だと思いますが、朝霞市もその予定はありますか。朝霞市はどうされるのか、ホームページ等で示してください。	アフリカ諸国に対する就労用の特別ビザの用意や医療住宅等の提供について、市で実施する予定はありません。 なお、実施しないことに関して個別にホームページ等でお示しする予定はありませんが、この御回答をもって、御理解してもらえればと思います。	地域づくり支援課
8月27日	浜崎地区で、建設会社が建設工事を行っています。同工事の作業員が早朝から自動車で乗り付けアイドリング状態で停車したり住居側にて待機しているため施工主担当者に連絡したが、担当者不在の一点張りで誠実な対応がなされません。アイドリングについては埼玉県条例で不可とされている事項と思うので、市から施工主に申し入れをお願いしたいです。	建設工事現場を訪問し、事情を聞いたところ、早朝に作業車がアイドリングをしていることを確認しました。埼玉県が作成した「アイドリング・ストップ」のチラシを配布するとともに、作業車を駐車する際には、アイドリング・ストップを励行するようにお願いをしました。	環境推進課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月8日	路上喫煙禁止について、本町の飲食店の外に灰皿が設置されます。必然的にタバコを吸う人は路上になりますが、この場合、設置した飲食店に処罰は無いのでしょうか。取り締まりをしてください。同じ道にある本町のスーパーの路上駐車は相変わらず改善されません。	本市では、駅周辺を路上喫煙禁止地区として、広報・ホームページ・路面標示等での啓発のほか、路上喫煙パトロールを実施していますが、喫煙者のマナーの向上に大変苦慮しているところです。今回御指摘の地区については、路上喫煙禁止地区となっていますが、灰皿が置いてある場所については、店舗の敷地内となっていることから、指導することは難しいところです。ただし、副流煙等で通行人が困っている現状について、店舗の方にお伝えしました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上に向け、引き続きパトロールだけでなく、広報やホームページ等での啓発も実施していきます。また、スーパー前の路上駐車について朝霞警察署に確認したところ、路上駐車している現場を確認した際には、警察へ御相談してほしいとのことでした。	環境推進課 まちづくり推進課
10月20日	禁煙箇所や駅内での喫煙行為について。禁止箇所等で喫煙者に注意をしても止めてくれません。喫煙の罰金対応はしていますか。駅員や警察警備だけでは無意味だと思います。金曜や土休日の駅内や路上は無駄地帯です。たばこの臭いからなぜ逃げなくてはならないのでしょうか。そして、なぜ嫌な思いをしなければならないのでしょうか。	本市では、駅周辺を路上喫煙禁止地区として、広報・ホームページ・路面標示等での啓発のほか、路上喫煙パトロールを実施していますが、喫煙者のマナーの向上に大変苦慮しているところです。また、市内全区域において道路、公園など室内を除くその他公共の場所で喫煙をしないよう努力義務を規定しています。条例において、罰則の規定はありますが、適用に至った事例はありません。今回御指摘の駅のホームでの喫煙については、鉄道事業者へお伝えしました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上に向け、引き続きパトロールだけでなく、広報やホームページ等での啓発も実施していきます。	環境推進課
10月20日	朝霞市では野焼きの例外規定があるのを知らない方が多く、直ぐに警察や市役所に連絡等を行います。新居住者のクレームで樹齢数百年の木を伐採する選択肢しかない現状を改善する方法を考えてください。具体的には、風のない早朝5時前や、洗濯物がでている夕方5時以降にする等、目安を決めてもらい、近隣の住民の方々にも理解と協力をしてほしいと思います。まずは、朝霞市は農業が盛んな野焼きの残る地域であるという事実を広めてください。	野外焼却（野焼き）は、法律および県条例により原則禁止とされています。しかし、禁止事項の例外規定があり、稲藁の焼却などの農業等を営む上でやむを得ない焼却や落ち葉焚きなど日常生活上の軽微な焼却などが規定されています。チラシや市ホームページなどにおいても禁止事項とともに例外規定についても掲載していますが、広く周知されていないものと考えられます。例外規定に則して、近隣への御配慮を考えながら行う方もいる一方で、認められない野外焼却が多い現状もあります。御提案の、市独自で野外焼却に対するルールなどを定めることは考えていませんが、野焼きに関する通報があった際には、現場の確認、実態の把握に努めるとともに、通報者に対しても例外規定があることを丁寧に説明していきたいと思います。	環境推進課
10月22日	本町で建設中の現場へ向かう工員の方が、ずっと歩きタバコをしながら現場まで歩いていました。朝霞市は既に各建設現場管理者に、条例である市内道路の路上喫煙（歩きタバコ含む）自粛努力を求めていると思いますが、今一度、現場管理者に、路上喫煙自粛の指導をしてください。	本市では、駅周辺を路上喫煙禁止地区として、広報・ホームページ・路面標示等での啓発のほか、路上喫煙パトロールを実施していますが、喫煙者のマナーの向上に大変苦慮しているところです。また、市内全区域において道路、公園など室内を除くその他公共の場所で喫煙をしないよう努力義務を規定しています。今回御指摘の件については、現状について現場責任者の方へお伝えしました。今後も喫煙者のマナーやモラルの向上に向け、引き続きパトロールだけでなく、広報やホームページ等での啓発も実施していきます。	環境推進課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月29日	<p>(再掲) 朝霞市の外国人・移民に関して、外国人移民に対しルール登録の周知は行うようにしないと、外国人移民による、軽犯罪や重犯罪が増えてきます。地域住民や子どもたち、お年寄りが心配です。せめて、住民登録がある外国人移民を警察と連携し、市行政が管理し、そこに資金を投資した方が良くと思います。対策を一刻も早くしてほしいです。また、朝霞市はまだ街灯の少ない場所が多く、夜に子どもたちが通る所も意外と街灯がなく、犯罪が起きやすい場所も多いので、インフラ対策も犯罪対策として行ってほしいです。</p>	<p>外国人の受入れについてですが、国が定める制度や方針に基づき対応しており、入国管理や在留資格などの制度は国の所管事項となっています。市としては、外国人の方を含め、地域にお住いの方が安心して暮らせる環境づくりに努めており、今後も多文化共生や地域の理解促進に取り組んでいきます。 防犯灯については、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを目的に、自治会や町内会に対し、防犯灯設置に係る補助金を交付していますので、当該地区の自治会・町内会に御相談をお願いします。 また、街路灯についても市民の方々から御要望のあった場所を中心に順次増設しています。</p>	<p>地域づくり支援課 道路整備課 危機管理室</p>
10月31日	<p>昨今町おこしの一環でコスプレイベントをやる自治体が増えています。朝霞市でも、主体となってコスプレイベントをやってみてはどうでしょうか。彩夏祭の鳴子をやる通りをコスプレの移動範囲にし、出店などをすれば盛り上がると思います。すぐにコスプレイベント単体で開くのは難しいと思うので、試しに彩夏祭でのコスプレを可能にしてみたいかかでしょう。彩夏祭の時に「アニメやゲームのコスプレをしながらよさこい踊り見れます」と宣伝すればかなり話題になると思います。</p>	<p>朝霞市民まつり「彩夏祭」でのイベント企画や広報等の方法については、主催である朝霞市コミュニティ協議会(朝霞市民まつり実行委員会)が決定するものとなっています。 当課も事務局として携わっていますので、この御意見を朝霞市民まつり実行委員会に伝えます。</p>	<p>地域づくり支援課</p>
11月7日	<p>(1)市の広報紙について 高齢者にとって読みやすい紙面づくりをしてください。また、広報紙に広告を入れることは、公平性の観点から問題があると思うので、やめてほしいです。そして、広報紙中の市長のあいさつ文は、施政方針を年度の初めに載せるのみで良いと思います。 (2)ゴミ収集所について ゴミ収集所のネットを容器等に変更する対策を早急に実施してほしいです。</p>	<p>(1) 広報あさかの紙面については、市からのさまざまな情報を掲載する必要があり、現在の形で発行していますが、皆様にとって読みやすい広報となるよう努めていきます。また、広報に掲載の広告は、市の自主財源を確保するため、一部企業に限ることなく広く募集し、掲載内容に問題がないか審査し掲載しています。 広報の市長挨拶部分については、市長自らの言葉で市の重点課題や施策の背景、また市内イベントの様子などをわかりやすくお伝えすることは、市政運営の透明性や説明責任を果たすうえで有意義であり、現行の掲載を基本として継続していきたいと考えています。 (2) ゴミ集積所について、現在本市では、燃やすごみの鳥獣対策として、大小2種類のクリーンネットを貸与しています。御要望のかごの配布ですが、限られた予算内で事業を実施していく中で、市内に5千箇所以上ある集積所にかごを購入し配布することは困難であるとされています。一方、クリーンネットにおいても、ネットを袋状にしてごみをその中に投入したり、ネットをごみの下に押し込んだり、適切にお使いいただくことで、鳥獣による被害を防ぐことができますので、引き続きクリーンネットの適切な利用方法の周知啓発に努めていきます。</p>	<p>シティ・プロモーション課 資源リサイクル課 秘書課</p>
11月7日	<p>資材置き場と思われる所が、現在は既に粗大ごみ置き場としか思えない状況で、最近ではエリアも増えてきており、今にも崩れそうです。その道路を通ると山積み粗大ごみが目に入り、環境的にも問題と考えられます。 また、裏側の道からもその全景が良く見えるため、景観的に大問題です。 川口市は資材置き場の安全確保や生活環境保全を目的とする「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」案を提出しています。また、罰則を強化して条例の実効性を担保する、としています。既存の置場に対し許可制を導入して必要事項を表示した掲示板を設置することを義務づけています。 朝霞市ではこのような状況に対する条例は無いのでしょうか。そして、即何らかの対応はできないでしょうか。</p>	<p>川口市資材の適正な屋外保管に関する条例に相当する規制について、本市独自で条例等は制定していません。廃棄物処理法や埼玉県生活環境保全条例等により、埼玉県と連携して対応しているところです。 今回御指摘の場所については、令和元年度に近隣から資材の撤去に関する相談を受け、数年にわたって、土地使用者との交渉を続けていますが、解決には至っていない状況です。 保管状況についても、有価物と廃棄物の区別なく無造作に置かれているため、飛散や崩落の危険性もあり、さらには、新たな不法投棄の温床ともなることから、改めて処理を強くお願いするとともに、引き続き埼玉県と連携して、当該地における資材の適正な保管と廃棄物の処分について解決を図っていきます。</p>	<p>環境推進課</p>

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月20日	<p>(再掲) バス停およびその周辺での喫煙マナーとポイ捨てに関する問題について、改善をお願いしたいです。現状、バス停および周辺での喫煙が多く、通学することも等々の受動喫煙の被害が懸念されます。また、火がついたままの吸い殻が地面に捨てられていることが度々確認され、火災の危険性が非常に高いです。バス停近隣の敷地内に、たばこの空箱を捨てていく行為も見られ、衛生面、景観面で問題があります。この道路は小学校の子どもたちの通学路であるため、子どもの受動喫煙の危険性もあります。そのため、ポイ捨て禁止の看板設置、必要に応じて喫煙防止、受動喫煙防止に関する注意喚起など、現状改善のための対策を検討してください。</p>	<p>本市では、駅周辺を路上喫煙禁止地区として、広報・ホームページ・路面標示等での啓発のほか、路上喫煙パトロールを実施していますが、喫煙者のマナーの向上に大変苦慮しているところです。また、市内全域において道路、公園など室内を除くその他公共の場所で喫煙をしないよう努力義務を規定しています。さらに、令和2年4月から全面施行された改正健康増進法は、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的としており、原則「屋内」では喫煙ができなくなりましたが、喫煙が規制されているのは屋内であり、「屋外」の喫煙については罰則などの規制がありません。しかし、屋外における喫煙についても、喫煙をする際には、「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲に配慮すること」が求められています。今回御要望の看板については、ポイ捨て等に関するものが数種類あります。御要望に応じてお渡しすることができます。なお、設置については市では行っていませんので、御自身のブロック塀やフェンス等に設置のお願いをしています。また、バス停での喫煙についてバス事業者に現状をお伝えしました。市では望まない受動喫煙の防止に向け、改正健康増進法や受動喫煙による健康への影響について周知・啓発に取り組んでいます。今後も、喫煙者等のマナーやモラルの向上に向けて、引き続きパトロールだけでなく、広報やホームページ等での啓発も実施していきます。</p>	環境推進課 健康づくり課
11月25日	<p>戸建ての集合地で使用している共同のゴミ捨て場について、あるお宅がごみの分別をせず、ごみが収集されないことが続いています。共同のごみ捨て場には分別看板や分別を促すポスターを貼っていますが効果がありません。自治会等もない地域ですので、本日市役所に相談の電話をしましたが対応できないと回答をもらいました。警察にも電話しましたが民間のごみ捨て場になるので法には触れないと回答がありました。何が市の方で対応が可能なことはありませんか。</p>	<p>ごみ集積所の管理責任は、その集積所を利用している方全員にありますので、まず利用者様同士でよく御相談のうえ集積所の管理を行ってください。今回お困りの件について、こちらでも集積所の状況を確認しました。ごみの分別ができていない方に問題を認識してもらうための掲示及び集積所利用者様全員に周知してもらっていることを確認しました。このまま周知を行ってもらい、経過観察を行っても改善が見込めない場合、ごみの分別ができていない方宅へ市によるポスティングも可能です。ポスティングを希望される場合、投函すべき全利用者様を把握しますので、対象のお宅を御指示ください。また、戸建の方のみの集積所に出された回収できないごみについては、収集作業員により警告シールを貼って1週間以上経過しても状況が改善されない場合は、クリーンセンターへ御連絡してもらえれば市の方で回収します。御連絡から、2週間程回収に時間がかかりますので御理解ください。なお、該当のごみ分別ができない方が外国人や高齢者の場合、市では、外国人住民のごみ分別排出マナー向上のため、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語のごみ分別パンフレットと集積所用看板を配布しているほか、やさしい日本語と写真を使った分別チラシを準備しています。また、高齢者の方のみの世帯で、認知機能が低下した方や歩行が不安定なためごみ出しが難しくなった方などを対象とした家庭ごみ訪問収集サービスがあります。</p>	資源リサイクル課
11月27日	<p>朝霞駅東口にある駐輪場と、更地になった場所の前、更にその隣にある時間貸し駐輪場前の道路がゴミだらけです。時間貸し駐輪場は吸い殻と空きペットボトルのゴミが常にあります。更地になった場所には紙屑が目立ち、駐輪場にはビニール袋に入ったゴミが畝いに下がっていたりします。汚いので、更にタバコの吸い殻を平気で捨てる人がです。市で掃除をするか、管理者に綺麗にするように申し入れてもらえますか。</p>	<p>本市では、「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」により、ポイ捨ての禁止などを規定していますが、ポイ捨てをする方のモラルに大変苦慮しているところです。市では、地域の皆さんの中から御協力を得ている「環境美化推進員」とともに、環境美化パトロール、啓発看板や横断幕の設置、朝霞駅周辺での「ポイ捨て防止キャンペーン」を実施し、散乱ごみのない住みよいきれいなまちを目指しています。今回御指摘の場所については、市で管理している土地と、民間で管理している土地があり、朝霞駅東口駐輪場や隣接した更地については、市で管理していますので、現地を確認し、ゴミを撤去しました。今後についても、定期的に職員による現場確認を行っていきます。また、民間で管理している土地については管理者へ現状をお伝えしました。今後においてもポイ捨てをする方へのモラルの向上に向け、引き続き広報やホームページ等での啓発を実施していきます。</p>	環境推進課 まちづくり推進課

環境・コミュニティ

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月28日	<p>深夜の騒音に関する相談です。スーパーの敷地内に喫煙スペースがあります。ここ数か月、その喫煙スペースで深夜に若者が数人集まり、長時間に渡っておしゃべりをしています。大声で叫んでいるわけではないのですが、住宅地のため、笑い声などが響き渡り睡眠の妨げになっています。</p>	<p>【電話にて回答】 タバコの灰皿設置者に対して、深夜帯における若者の話し声で困っている近隣住民がいることを伝えました。 また、朝霞警察署地域課には、深夜帯におけるパトロール強化を依頼しました。若者の話し声等で困っている時点で相談者から朝霞警察署に直接通報するようお願いをしました。</p>	環境推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月1日	<p>(1) 街灯を増やしてほしい。住宅街が多い中、街灯が少なく、夜は暗くて危険だと思います。水道局近くのコンビニやスーパーがある道は狭い上に暗く、足元が悪いです。</p> <p>(2) 道を作ってほしい。宮戸2丁目の住宅街から、コミュニティ庭園を突っ切り水道局近くのコンビニへ行けるような歩道が一本あれば大変便利です。</p>	<p>(1) 要望箇所が県道となりますので、管理している朝霞県土整備事務所に依頼しました。</p> <p>(2) 該当する土地については、令和2年度に土地区画整理事業が完了しています。土地区画整理事業を実施するにあたり、計画を立てて道路を整備していますので、現在、新たな道路を整備する予定はありません。</p>	道路整備課
8月4日	<p>市道7号線と市道12号線が交差するT字路(朝霞八小前)の歩道の植栽部分の草が2か月ほど生えただまになっています。特に栄町5丁目のドラッグストアから12号線と交差する部分がひどいです。あの道路は交通量も多く、通学路となっており、草のせいで視界が見にくいです。以下3点質問及び要望です。</p> <p>(1) 歩道の植栽部分の管理は市で行っていますでしょうか。そうならば、早急に除草をお願いします。近隣住民の管理でしたら除草等管理指導をお願いします。</p> <p>(2) 管理が難しいようであれば、植栽部分をコンクリート化してはどうでしょうか。植栽部分を歩行可能なコンクリート化することで、より安全な歩道になるのではないのでしょうか。</p> <p>(3) 植栽をコンクリート化するためには近隣住民の許可は必要ですか。また、コンクリート化の手順等があれば教えてください。市の管理であれば、上記の理由をもとに近隣住民への説明、実施をお願いしたいと思います。</p>	<p>該当地については、市が管理している植樹帯です。先日、職員にて繁茂している雑草の除草を行いました。植樹帯は「道路整備基本計画」及び「みどりの基本計画」に基づき、ヒートアイランド現象の緩和や景観維持、環境保全等の観点から設置しているものです。また、歩道と車道を植樹帯で分離することで、歩行者保護の役割も果たしています。については、現時点での当該植樹帯の撤去は困難であると判断しています。</p> <p>なお、維持管理について、これまで当該植樹帯は年に2回(5月下旬、9月下旬～10月上旬)ほど定期的に剪定及び除草を業者に委託しているところですが、近年の猛暑の影響により雑草の繁殖速度が早くなっていることもあり、定期的な除草作業では追いついていないのが現状です。</p> <p>今後については、職員にてパトロールを行い、必要に応じて随時除草し、道路の安全維持に努めていきたいと思っております。</p>	道路整備課
8月12日	<p>朝霞中央公園について、事務所の前に横並びでのランニングを禁止する立看板が掲示されているにも関わらず、若者が数人で横並びにかなりのスピードで走り、接触しそうになることをしばしば経験します。事故が起これば大変ですので、事務所の方からルールを守っていない利用者に声かけをお願いします。それだけでも事故のリスクを軽減できると思います。またはスピーカーで禁止事項をアナウンスすることもよいと思います。</p>	<p>朝霞中央公園では、ジョギングコースの利用に関する掲示物を必要に応じて掲示しており、御指摘のとおり横並びでのランニングを禁止する立看板も掲示しています。禁止行為を発見した際には、朝霞市文化・スポーツ振興公社の職員において声掛けをしていますので、今後、禁止行為を見かけられた際には、お手数ですが陸上競技場の事務所までお申出されれば、御対応します。</p>	みどり公園課
8月12日	<p>(1) 根岸台5丁目にあるスーパーから東朝霞公民館へ向かう道に街頭を設置してほしいです。また、根岸台6丁目付近の薬局へ行くための畑がある歩道について、畑に影響がでない足元を照らす照明を設置してほしいです。</p> <p>(2) 税金の使い方について、広報に載せてほしいです。</p> <p>(3) 道路脇にある下水道のふたについて、ひび割れているところを直してほしいです。</p> <p>(4) 市への意見・要望を書く用紙について、現在の様式だと紙を折ってのり付けすることは大変のため、郵送可能な封筒の中に便せんを複数入れて各箇所に設置してほしいです。</p>	<p>(1) 今後対象地近くで建築物が建築予定で電柱が設置されたことから、街路灯を設置することを検討しています。</p> <p>また、畑に面している歩道については、県道となることから、市から県土整備事務所に御意見があったことを報告します。</p> <p>(2) 市では、税金などが、どのように使われているかを知ってもらうため、毎年4回、広報あさかにおいて財政状況及び予算・決算の概要を公表しています。「市の家計簿を公表します」という記事で3月31日現在の財政状況を6月号、9月30日現在の財政状況を12月号に掲載するとともに、当初予算の概要を4月号、決算の概要を10月号に掲載しています。</p> <p>(3) 県道に関する側溝の蓋の破損については、御要望の箇所が特定できないため、市から県土整備事務所に連絡することは難しいです。</p> <p>(4) 御提案の方法は、現在使用している用紙よりも費用を要すること、便せんを別の用途で使用されてしまう可能性もあることから、現状、仕様変更の予定はありません。</p>	道路整備課 財政課 市政情報課
8月13日	<p>みやど公園について、こどもが水遊びしています。水が井戸水のようなので、こどもが浴びても大丈夫が気になります。もし安全であれば、その旨を立て看板等で表示してください。また、そうでないならば、直ちにその旨を明記し、使用を中止してください。</p> <p>また、日除けの屋根がなさ過ぎると思います。中央の屋根以外にも日除けできる場所がほしいです。志木の親水公園では、水遊び場に簡易的な屋根が作られました。</p>	<p>みやど公園の井戸水については、花壇への水やりや災害時における飲用以外の生活用水として活用するために設置しています。水遊びを禁止にはしていませんが、飲み水には適していないため、掲示物により注意喚起を行っています。</p> <p>日よけについては、既存の東屋のほかに屋根などをつくる予定はありませんが、公園に高木を多く植栽しており、樹木が生育した際には木陰が創出されることを考えていますので、御理解のほどお願いします。</p>	みどり公園課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月18日	北朝霞駅地下駐輪場について、外気よりも温度が低くなるようにエアコンを効かせてもらえると大変助かります。	【電話にて回答】 自転車駐輪場は、ファンによる空気循環のみで冷房設備が設置されていないことを説明しました。	まちづくり推進課
8月18日	(再掲) 笹橋公園のトイレが、あまりに汚くて使えませんでした。 また柘塚公園内の街灯に夜間消灯のラベルを貼り付けており、19時頃に通り過ぎた際、暗くて恐怖を感じました。夜間の防犯、安全の為に街灯ではないのですか。 また、市内の公共設備全体の管理基準についても詳細を教えてください。	笹橋公園のトイレについては、清掃を週に5回実施し、美観に努めています。清掃日が1日空く時があるため、利用状況などにより汚くなる場合がありますが、定期的に清掃を行うことで、今後も引き続き適正な維持管理に努めていきます。 柘塚古墳歴史広場については、利用時間が、4月～9月が午前9時から午後6時まで、10月～3月が午前9時から午後5時までとなっています。そのため、トイレや駐輪場については利用時間以外は施設しています。また、園内の街灯については、夜間点灯することで隣地畑作物に影響が出る可能性があるため、消灯しています。公共設備全体の管理基準については一律的に定めておらず、不具合等が生じた場合は、各設備を管理する部署が必要に応じて適宜修繕等を行っています。	みどり公園課 文化財課
8月18日	公園内の西トイレ前で煙草を吸っている人に喫煙を止めるよう注意したところ、公園内は喫煙全く問題なしと言われました。公園入口の看板をみると、禁煙とは明確に表示されていません。公園内での喫煙は全く問題ないのでしょうか。また、もし禁煙であるなら看板に明記してください。	本市では、平成18年に「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内の道路や公園など公共の場所において喫煙をしないよう努力義務を定めていますが、公園内を禁煙とは定めていません。 吸い殻が多数捨てられているなど、喫煙が頻繁に見受けられる公園では、喫煙を遠慮するよう看板等による注意喚起を行っていますが、喫煙者のマナー向上に大変苦慮しているところです。 今後も喫煙者のマナーやモラル向上に努めるほか、公園の禁煙化や分煙化も含めた他の自治体の効果的な取り組みについて注視し、効果的な対策を検討していきます。	みどり公園課
8月19日	根岸台自然公園の北側階段近くの斜面の「葛」を対処してください。	市内の公園・緑地については、令和6年度より樹木の定期点検を行い、その判定結果に基づき、人的被害が懸念される樹木や市の管理地より越境する枝や草類について優先的に対応するよう努めています。 葛についても、同様の考えで対応に努めていますが、当該箇所は越境等しておらず、すぐに対応することは難しいと考えています。 しかし、葛は繁殖力が高く森林衰退の原因になると考えられていますので、引き続き今後の管理方法について検討していきたいと思っております。	みどり公園課
8月21日	中央公園陸上競技場周りのジョギングウォーキングコースについて。 2人でウォーキングしていたところ、別の利用者が追い抜く際に広がって利用しないようにと注意を受けました。管理人にも1人利用の場所なので横並びはせず前後に並んでほしい等の回答を得ました。危険だったり、追い抜けないような迷惑な並走でなければ問題ないという理解でした。市として「ここは1人で利用する方の場所です」と明示してくれるのであれば友人等とは利用しません。今の看板表示では、各々が自分の都合が良いように受け取れるので、あやふやな書き方は改めてほしいです。 現状、どのような規定・目的で設置されている場所なのか、今後どのような対策や対応をしてもらえるのか教えてください。	朝霞中央公園のジョギングコースでは、「歩行者とランナーとの接触事故が発生しているため、横に広がっての歩行やランニングは危険であり迷惑となりますのでお止めください。」と掲示しています。 管理人室の職員が、1人利用の場所であるとお伝えしてしまいましたが、正しくは、ご家族・ご友人などと一緒でも横に広がり走路をふさぐことがなければ問題ありません。訂正をいたします。 なお、ご利用の際の注意事項には「横に並び、広がっての利用」と記載していますが、「横に並び、コースをふさぐような広がっての利用」と修正します。 また、利用者同士のトラブル等があった際には、お手数ですが陸上競技場の管理人室まで御連絡をもらえれば、職員において御対応します。	みどり公園課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月26日	<p>膝折町5丁目1番付近の道路について、車の出入りが非常に多くなっていますが、道路は道幅が狭く、左右とも視界が悪いなか、小学生の通学路にもなっています。中長期的な視点でも安全性の観点から、膝折町1丁目1番付近のアパートの前にカーブミラーの設置を検討してもらえないでしょうか。</p>	<p>【電話にて回答】 行き止まりの私道から公道へ出る際のカーブミラーについては市では設置を行っていない旨を説明しました。また、行き止まりの私道から公道へ出る場所で、受益戸数が5戸以上であれば補助金の対象となるため、設置を検討されるようであればホームページで確認するよう案内しました。</p>	まちづくり推進課
9月1日	<p>膝折町1丁目1と5丁目7の間にあるカーブについてです。膝折町1丁目のピザ屋側から進む道路面に直進を促す大きな矢印が印字されており、北浦公園側からくる路面にも路上に同様の矢印が印字されています。ピザ屋からくると道路が下っており、対向車を配慮することなく、脇道と思われる道に勢い良く進んでくる車両が時折いるため、対向車と衝突しそうな場面を何度か目撃しています。何かしらの対応をお願いします。</p>	<p>膝折町1丁目のピザ屋側から進む直進路に表示された大きな矢印についてですが、これは警察庁が定める法定外表示等の設置指針に基づき設置した、減速を促す路面表示です。しかし、御指摘のとおり路面表示の意味を誤解する運転手がいる可能性もありますので、減速や直進時に対向車への注意を喚起する看板設置等の対策を今後検討していきます。</p>	まちづくり推進課
9月2日	<p>まぼりひがし公園に夜間トイレにカギがないため、安全確保の防犯カメラの設置をお願いします。</p>	<p>現在、市が公園内に防犯カメラを設置することはしておらず、自治会町内会や商店会を対象とした防犯カメラ設置に係る補助金制度を設けて、地域の防犯活動推進に活用してもらっています。現時点でまぼりひがし公園に防犯カメラを設置する予定はありませんが、犯罪の抑止など安全確保に一定の効果があると考えていますので、他自治体の設置事例等を参考に今後調査研究していきます。</p>	みどり公園課
9月2日	<p>不審者から子どもを守るために、朝霞市の色々な公園のトイレにダミーでも良いので監視カメラを設置するか、「警備員が巡回してます」という看板を立てるなど、何か対策があると良いと思います。また、まぼりひがし公園付近に街灯があると良いと思います。</p>	<p>御提案の「監視カメラの設置」や「警備員巡回に関する看板の設置」については、防犯対策の向上につながる面もあるものと認識しています。一方で、設置の有無が他の利用者に過度な不安を与えてしまう場合もあるため、慎重な検討が必要と考えています。朝霞市の防犯対策としては、朝霞警察署からの犯罪情報の提供を基に「彩夏ウボーイのあさか防犯ニュース」を毎週ホームページへ掲載し、市内の犯罪情報をお知らせしています。また、警察署からの不審者情報等を防災無線で放送するなどしています。公園に関する防犯対策については、実施可能な範囲で安全対策を強化する方法として、今後の参考にします。まぼりひがし公園付近の街灯については、暗所への設置を検討していきます。なお、街灯の設置には2か月程、時間を要しますので、御理解ください。</p>	みどり公園課 道路整備課
9月16日	<p>水道水の濁り（薄緑色）について。風呂水を追い炊きして入浴したところ、濁っていました。過去には豪雨の後に濁っていた記憶があり、仕方ないことだと思っていました。数年前から雨が降らなくても、2か月に一度くらいはあるので調査をお願いします。幸町2丁目付近の貯水槽が無くなったのが原因ではとも思っています。</p>	<p>2か月に一度くらいは、水道水が濁るとのことですが、一度、調査をしたいと思います。また、追い炊きでは新たに水道水は供給されませんので、給湯器またはその配管の問題が考えられます。次に、豪雨時の濁りですが、水道管内は常に圧力がかかっていますので、雨水が侵入するようなことはなく、雨と濁りは関係ないと思われます。</p>	水道施設課
9月25日	<p>宮戸市民センター前に横断歩道を作ってほしいです。子どもたちが宮戸市民センターを利用する際、市民センター前は車通りが多いため怖くて渡れず、一度横断歩道を渡ってから引き返すのも道が狭くて怖いと話していました。</p>	<p>【電話にて回答】 電話にて、以下の内容をお伝えしました。 (1) 当該箇所についてはこれまでも設置の要望があり、警察に要望しているものの、実現には至っていない。 (2) 設置については警察の判断となることから、設置がいつになるかは分からないが、この御意見については市から警察に伝える。</p>	まちづくり推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
9月29日	朝霞台駅と北朝霞駅について、通勤通学で夜間人口が多いので駅を合体させて駅ビルを建ててください。そこにお惣菜のお店などがあれば、帰りに買えることができると思います。 また、大学のキャンパスがありますが、学生が駅に溢れている光景をあまり目にしたことがないので、学生が楽しめるような施設を建設してください。	朝霞台駅舎の改修については、現在東武鉄道より駅舎全体の改修及び併設する商業施設について検討していると聞いていますが、現時点では具体的な内容を把握していません。また、昨年度に将来的な駅舎の再整備などを見据え、市と東武鉄道の両方で連携・協力していく旨の覚書を締結していますので、市としても引き続き協議を進めていきたいと考えています。	まちづくり推進課
9月29日	(再掲) 酷暑を受け、来年以降は溝沼子どもプールや青葉台公園の噴水といった、子どもが水遊びできる場所を9月中旬頃まで期間を延長できないでしょうか。	溝沼子どもプールについては、小学生以下を対象とした施設ということもあり、利用状況等を考慮し夏休み時期に合わせたほか、施設管理費や人件費等の高騰を踏まえ今年度は8月31日までの開場としました。 この御意見や利用者アンケートを参考に皆様が安全に施設を利用できるよう検討していきたいと考えています。 青葉台公園の噴水施設は、近年、人件費等が上昇している中、限られた予算の中で維持管理をしていくため、近隣市の事例を踏まえ、今年度は試行的に稼働期間を短縮しています。 今年の試行期間の結果や皆様からの御意見等を参考に、次年度の稼働期間について検討していきたいと考えています。	生涯学習・スポーツ課 みどり公園課
10月6日	栄町給食センター前の車止めが、はずれて壊れているので直してください。また、路上駐車が、ひどいので、数を増やしてください。	職員で現地を確認したところ、車止めが1つ欠落していたため、復旧していきます。工事完了まで多少お時間を要しますので、仮設としてカラーコーンを設置しました。 また、車止めの追加の設置に関しては、今後の状況を確認し検討していきます。	道路整備課
10月6日	朝霞駅東口の葬儀会社の角の下水の臭いがきついのですが、何とかならないでしょうか。以前から臭っていましたが、この夏は特に臭くて信号待ちするのが辛かったです。	御指摘の箇所について、下水道施設課職員が臭気の確認を行いました。その結果、雨水を流すためのU字側溝及び集水樹から臭気が発生していることを確認しました。当該道路は県道であり、管理者は埼玉県であるため、埼玉県朝霞県土整備事務所に情報提供の上、対応を依頼しました。	下水道施設課
10月6日	宮戸橋付近で行っている工事の振動があまりにも酷いです。体感的に震度3から4程の揺れ、家の軋みがあります。何年も揺れ続けているのでどうにかしてほしいです。	【訪問し回答】 大規模な工事なのでどこまで改善されるかはわからないが、市からも工事業者には要望内容を伝える旨を説明しました。	道路整備課
10月8日	(再掲) 路上喫煙禁止について、本町の飲食店の外に灰皿が設置されます。必然的にタバコを吸う人は路上になりますが、この場合、設置した飲食店に処罰は無いのでしょうか。取り締まりをしてください。 同じ道にある本町のスーパーの路上駐車は相変わらず改善されません。	本市では、駅周辺を路上喫煙禁止地区として、広報・ホームページ・路面標示等での啓発のほか、路上喫煙パトロールを実施していますが、喫煙者のマナーの向上に大変苦慮しているところです。 今回御指摘の地区については、路上喫煙禁止地区となっていますが、灰皿が置いてある場所については、店舗の敷地内となっていることから、指導することは難しいところです。ただし、副流煙等で歩行者が困っている現状について、店舗の方にお伝えしました。 今後も喫煙者のマナーやモラルの向上に向け、引き続きパトロールだけでなく、広報やホームページ等での啓発も実施していきます。 また、スーパー前の路上駐車について朝霞警察署に確認したところ、路上駐車している現場を確認した際には、警察へ御相談してほしいとのことでした。	環境推進課 まちづくり推進課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月20日	朝霞駅前にいた宗教団体の方に声をかけられ、圧もあり、何をしてくるかもわからず、不快かつ怖かったので対策をお願いします。	お問合せの内容について、現地を調査したところ、確認ができませんでした。今後は、道路整備課の職員が外回り等実施する際に、現地を確認し対応を行っていきます。	道路整備課
10月22日	未活用の基地跡地の活用について、会員制倉庫型商業施設を誘致することを提案します。理由は以下の通りです。 (1) 朝霞市内には、大規模なショッピングモールが存在せず、市民の利便性、そして「選ばれる街」としての魅力を高める上で必要だと思えます。 (2) 提案の商業施設は他のショッピングモールと異なり、独自の強みを持っています。新たな客層を呼び込むことができ、朝霞市の明確な差別化に繋がります。 (3) この商業施設は、広域集客型店舗で、市外からも多くの来訪者が見込めます。これは、周辺地域を含めた市全体の経済活性化に大きく貢献すると期待できます。 (4) この商業施設が公式に提示している主な出店条件に満たしています。 (5) この商業施設の、朝霞市の最寄り店舗は入間店ですが、直線距離でも20km以上離れており、商圏は重複しません。	基地跡地については、国有地となっており、その一部は市が国から管理委託を受けて、「朝霞の森」として、暫定的に利用しています。 基地跡地の未利用地活用については、朝霞市基地跡地利用計画や基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画に基づき、「朝霞の森」を含む「防災拠点機能を備えた総合公園」等の整備を予定しており、市の財政状況や他の事業とのバランス等も考慮しながら整備を進めたいと考えています。 今後、当計画を見直す際には、この御意見を参考とします。	政策企画課
10月27日	朝霞台駅、北朝霞駅まで自転車で通っています。近年、近隣の民営の駐輪場が満車になることが多く、駅まで自転車で行ったものの停められず困ってしまうことがよくあります。朝霞市が運営している駐輪場は、自転車の利用者数に対して圧倒的に少ないと感じます。今後、駐輪場の拡充は計画されていますでしょうか。	市ではこれまで、朝霞台駅周辺の朝霞台駅南口に2か所、北朝霞駅東口に1か所の自転車駐輪場を整備してきました。また、近年利用が増加しているチャイルドシート付き自転車等の大型自転車の収容台数を増やすため、朝霞台駅南口大型自転車臨時駐輪場の整備や、北朝霞駅東口第一原動機付自転車の一部を自転車駐輪場として整備する等の取り組みを実施してきました。 御質問の自転車駐輪場の拡充については、新たに整備できるスペースがなく、用地の取得や整備等に多額の費用を要し財政的にも困難であることから、現時点では計画はありません。 今後も限られたスペースをより有効に活用し、できる限り多くの自転車を収納できるよう努めていきますので、御理解のほどお願いします。	まちづくり推進課
10月29日	(1) 市役所内に冷水機がないので、設置してほしいです。 (2) 「朝霞のお店を応援しよう！」のキャンペーンについて、PayPay取扱い店舗のみとするのではなく、対象店舗を増やしてクーポン券の配布の方が良いのではないのでしょうか。 (3) 公園のトイレをきれいにし、使えるようにしてほしいです。また、朝霞市内のトイレの設置場所の地図がほしいです。 (4) 公共料金について、下水道料金の値上げが全国的に問題となっているため、国に対応するよう要求してほしいです。 (5) 下水道だけでなく、インフラの整備について早期に取り組むよう、国に要求してほしいです。	(1) 給水機については、新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、直接口を近づけて飲むものは、令和3年度に設置をとりやめました。現在は、本庁舎1階にマイボトル専用の給水機を設置していますので、そちらを御利用ください。 (2) クーポン券事業に比べて、手数料等の事務経費の負担割合が小さく、消費者への還元が多くなるため、実施しました。今回の事業を開始するにあたり、キャッシュレス決済アプリの使用方法等を御理解してもらうため、市内6箇所で、計6回の説明会を実施しました。 (3) 公園のトイレは、清掃を週に3回から5回実施しています。定期的に清掃を行い、今後も引き続き適正な維持管理に努めていきます。また、トイレ設置場所を示した地図について、「グリーントレイルマップ」の各コース周辺の公共施設のトイレが市内全域ではないですが記載されています。そのほか、ホームページの都市公園の一覧表に各公園のトイレの有無を確認できます。 (4) 本市の下水道事業は、地方公営企業法に基づき、その経費を使用料など事業に伴う収入をもって充てなければならないとあり、国の責任で事業を行うよう求めることは難しいです。 (5) 下水道の設置、維持、管理等は、市町村が行うものと下水道法で定められており、国が一括して整備や維持管理を行うことは難しいと考えられます。しかし、下水道施設の整備に国からの補助金等の活用が可能な場合、国に対し、補助金の交付を申請するとともに補助金の交付要件の緩和や財源の確保について要望していきます。	財産管理課 産業振興課 みどり公園課 上下水道総務課 下水道施設課

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月29日	<p>(再掲) 朝霞市の外国人・移民に関して、外国人移民に対しルール登録の周知は行うようにしないと、外国人移民による、軽犯罪や重犯罪が増えてきます。地域住民や子どもたち、お年寄りが心配です。せめて、住民登録がある外国人移民を警察と連携し、市行政が管理し、そこに資金を投資した方が良いと思います。対策を一刻も早くしてほしいです。また、朝霞市はまだ街灯の少ない場所が多く、夜に子どもたちが通る所も意外と街灯がなく、犯罪が起きやすい場所も多いので、インフラ対策も犯罪対策として行ってほしいです。</p>	<p>外国人の受入れについては、国が定める制度や方針に基づき対応しており、入国管理や在留資格などの制度は国の所管事項となっています。市としては、外国人の方を含め、地域にお住いの方が安心して暮らせる環境づくりに努めており、今後も多文化共生や地域の理解促進に取り組んでいきます。 防犯灯については、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを目的に、自治会や町内会に対し、防犯灯設置に係る補助金を交付していますので、当該地区の自治会・町内会に御相談をお願いします。 また、街路灯についても市民の方々から御要望のあった場所を中心に順次増設しています。</p>	<p>地域づくり支援課 道路整備課 危機管理室</p>
11月4日	<p>子どもが滝の根公園のアスレチックが好きなのですが、立入禁止になっていました。復旧予定や作り替える予定があるのか、また、その場合はいつ頃でしょうか。是非とも、木で作直してほしいです。</p>	<p>滝の根公園の木製アスレチック遊具については、老朽化により利用上の危険が高いことから、現在は一部を除き使用禁止となっています。 今後については、まず老朽化した遊具を全て撤去することを予定していますが、その後の遊具設置については、斜面地であるため多額の予算が必要になることから、今後、具体的な内容を検討していきます。</p>	<p>みどり公園課</p>
11月6日	<p>滝根公園においてナラ枯れでコナラの大木が何本も伐採されました。その後、最後に落ちたどんぐりから苗が生えて世代交代が自然に起こりそうなところ、草刈り機で全部刈られてしまいました。草を刈ったのは、その方が自分で行ったものでしょうか。 この状態だと来年に大雨が降れば土砂崩れが起こり土砂が水路や道路へ流れ込みます。これは市の指示によるものでしょうか。</p>	<p>草刈りについては、公園管理団体の活動として市が承認し、実施したものです。 樹木の根には地盤の崩壊を防ぐ役割があることは認識しています。しかし、地表面に浅く根が張る若齢林では、根の発達が不十分なため大雨により地中に水がしみ込むと土砂崩れをまねくこともあります。そのため、樹木や斜面の状態を総合的に判断して管理を行っているところです。また、利用者の安全や快適性を確保するためには、草刈りは維持管理上必要不可欠であると考えています。 今後についても、市民によるボランティア団体と連絡調整を図りつつ、公園の維持管理に努めていきます。</p>	<p>みどり公園課</p>
11月10日	<p>朝霞台の駅前の木々の伐採をやめてほしいです。紅葉で見ごろなのに、このタイミングで切るのは今すぐやめてもらいたいです。</p>	<p>御指摘の街路樹の剪定の時期については、落葉により、通行人が転倒する可能性や、近隣住民及び店舗に御迷惑をおかけすることなどを考慮し、落葉の時期前に早めに剪定をしています。 今後についても、早めの剪定を望む声も多数あり、また安全管理及び管理費用の観点から大幅に時期を変更することは難しいものと考えています。しかし、街路樹の景観も大切なことと認識しており、剪定の時期については、この御意見を参考に改めて検討していきます。</p>	<p>道路整備課</p>
11月25日	<p>西久保公園の砂場に最も近いベンチで、煙草を吸っている人がいます。砂場では保育園児が遊んでおり、受動喫煙がとても心配です。子どもの健康を守るために、貼り紙や看板を出すなど、何らかの有効な対策をしてください。</p>	<p>本市では、平成18年に「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市内の道路や公園など公共の場所において喫煙をしないよう努力義務を定めていますが、喫煙者のマナー向上には大変苦慮しているところです。御指摘の西久保公園のベンチには、喫煙を御遠慮してほしい旨の注意看板を設置しました。 今後も注意看板等により喫煙者のマナーやモラル向上に努めるほか、公園の禁煙化や分煙化も含めた他の自治体の効果的な取り組みについて注視し、効果的な対策を検討していきます。</p>	<p>みどり公園課</p>

都市基盤・産業振興

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
11月27日	<p>(再掲) 朝霞駅東口にある駐輪場と、更地になった場所の前、更にその隣にある時間貸し駐車場前の道路がゴミだらけです。時間貸し駐車場は吸い殻と空きペットボトルのゴミが常にあります。更地になった場所には紙屑が目立ち、駐輪場にはビニール袋に入ったゴミが囲いに下がっていたりします。汚いので、更にタバコの吸い殻を平気で捨てる人がです。市で掃除をするか、管理者に綺麗にするように申し入れてもらえますか。</p>	<p>本市では、「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」により、ポイ捨ての禁止などを規定していますが、ポイ捨てをする方のモラルに大変苦慮しているところです。 市では、地域の皆さんの中から御協力を得ている「環境美化推進員」とともに、環境美化パトロール、啓発看板や横断幕の設置、朝霞駅周辺での「ポイ捨て防止キャンペーン」を実施し、散乱ごみのない住みよいきれいなまちを目指しています。 今回御指摘の場所については、市で管理している土地と、民間で管理している土地があり、朝霞駅東口駐輪場や隣接した更地については、市で管理していますので、現地を確認し、ゴミを撤去しました。今後についても、定期的に職員による現場確認を行っていきます。また、民間で管理している土地については管理者へ現状をお伝えしました。今後においてもポイ捨てをする方へのモラルの向上に向け、引き続き広報やホームページ等での啓発を実施していきます。</p>	<p>環境推進課 まちづくり推進課</p>
11月28日	<p>「図書館入口」付近の街路樹の剪定について、毎年行っていたが、今年は予算がなく行えないとのことでした。しかし、剪定をしないため、落ち葉の撤去に大変困っているので対策をしてほしいです。</p>	<p>【電話にて回答】 一度清掃しましたが、まだ街路樹に葉がついており、すぐに落ち葉が散乱してしまうため、定期的に清掃いたします。12月1日の午後街路樹の剪定と落ち葉清掃を行います。</p>	<p>道路整備課</p>

基本構想を推進するために（その他）

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
8月12日	<p>（再掲）</p> <p>（1）根岸台5丁目にあるスーパーから東朝霞公民館へ向かう道に街頭を設置してほしいです。また、根岸台6丁目付近の薬局へ行くための畑がある歩道について、畑に影響がでない足元を照らす照明を設置してほしいです。</p> <p>（2）税金の使われ方について、広報に載せてほしいです。</p> <p>（3）道路脇にある下水道のふたについて、ひび割れているところを直してほしいです。</p> <p>（4）市への意見・要望を書く用紙について、現在の様式だと紙を折ってのり付けすることは大変のため、郵送可能な封筒の中に便せんを複数枚入れて各箇所に設置してほしいです。</p>	<p>（1）今後対象地近くで建築物が建築予定で電柱が設置されたことから、街路灯を設置することを検討しています。また、畑に面している歩道については、県道となることから、市から県土整備事務所に御意見があったことを報告します。</p> <p>（2）市では、税金などが、どのように使われているかを知ってもらうため、毎年4回、広報あさかにおいて財政状況及び予算・決算の概要を公表しています。「市の家計簿を公表します」という記事で3月31日現在の財政状況を6月号、9月30日現在の財政状況を12月号に掲載するとともに、当初予算の概要を4月号、決算の概要を10月号に掲載しています。</p> <p>（3）県道に関する側溝の蓋の破損については、御要望の箇所が特定できないため、市から県土整備事務所に連絡することは難しいです。</p> <p>（4）御提案の方法は、現在使用している用紙よりも費用を要すること、便せんを別の用途で使用されてしまう可能性もあることから、現状、仕様変更の予定はありません。</p>	<p>道路整備課 財政課 市政情報課</p>
9月30日	<p>市の職員が、払えない税金の延滞金について、所有する土地を売って収めるよう指示することは法的に可能なのでしょうか。</p>	<p>税に滞納があり、指定する日までに未納が解消されない場合には、納税義務者の財産を差押することになります。納税義務者が不動産を所有している場合には、不動産を差押のうえ公売により換価し、売却金額を滞納額に配当することになりますが、公売による売却は、一般的な売却よりも価格が減価されることが多く、納税義務者の不利になることが見込まれます。</p> <p>このことから、公売によらず御自身で不動産を売却してもらい、滞納税金に当ててもらうことを推奨しています。</p> <p>法的には、差押した不動産は、公売により換価するものと定められているところ、納税義務者の利益を守るために行う売却指導ですので、可能なものと考えています。</p> <p>税の滞納等について、御相談してもらえれば、個別に対応していきたいと思っておりますので、御来庁またはお電話で御相談をお願いします。また、平日が難しい場合、毎月第1・第3日曜日に休日納税相談を開設していますので、御都合に合わせて御利用ください。</p>	<p>収納課</p>
10月1日	<p>朝霞市の建物について、歴史的な背景等を踏まえた内容のアニメ化をした方が良くと思います。それをする事で、多くの方に朝霞を知ってもらえるきっかけとなり、朝霞市の発展につながると思います。</p>	<p>市の認知度向上を図るため、「朝霞ならでは」の地域資源である7つのシティ・セールス朝霞ブランドを筆頭に、朝霞の日常の魅力を市民等の目線で発掘・深掘りし、市内外に情報発信しています。</p> <p>また、ドラマや映画、バラエティやアニメなどで朝霞の風景や建物等が放映されており、メディアを通じて朝霞市の魅力を発信しています。</p> <p>今後についても、ロケーションサービスの充実を始め、市や市民、事業所と連携し、本市発展のため、市の魅力を発信し続けていくことで愛着の醸成、選ばれるまちとなるようシティ・プロモーション事業を進めていきたいと考えています。</p>	<p>シティ・プロモーション課</p>

基本構想を推進するために（その他）

受付日	意見・要望内容	意見・要望に対する回答	担当課
10月29日	<p>（再掲）</p> <p>（1）市役所内に冷水機がないので、設置してほしいです。</p> <p>（2）「朝霞のお店を応援しよう！」のキャンペーンについて、PayPay取扱い店舗のみとするのではなく、対象店舗を増やしてクーポン券の配布の方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>（3）公園のトイレをきれいにし、使えるようにしてほしいです。また、朝霞市内のトイレの設置場所の地図がほしいです。</p> <p>（4）公共料金について、下水道料金の値上げが全国的に問題となっているため、国に対応するよう要求してほしいです。</p> <p>（5）下水道だけでなく、インフラの整備について早期に取り組むよう、国に要求してほしいです。</p>	<p>（1）給水機については、新型コロナウイルス感染症の蔓延を踏まえ、直接口を近づけて飲むものは、令和3年度に設置をとりやめました。現在は、本庁舎1階にマイボトル専用の給水機を設置していますので、そちらを御利用ください。</p> <p>（2）クーポン券事業に比べて、手数料等の事務経費の負担割合が小さく、消費者への還元が多くなるため、実施しました。今回の事業を開始するにあたり、キャッシュレス決済アプリの使用法等を御理解してもらうため、市内6箇所で、計6回の説明会を実施しました。</p> <p>（3）公園のトイレは、清掃を週に3回から5回実施しています。定期的に清掃を行い、今後も引き続き適正な維持管理に努めていきます。また、トイレ設置場所を示した地図について、「グリーントレイルマップ」の各コース周辺の公共施設のトイレが市内全域ではないですが記載されています。そのほか、ホームページの都市公園の一覧表に各公園のトイレの有無を確認できます。</p> <p>（4）本市の下水道事業は、地方公営企業法に基づき、その経費を使用料など事業に伴う収入をもって充てなければならないとあり、国の責任で事業を行うよう求めることは難しいです。</p> <p>（5）下水道の設置、維持、管理等は、市町村が行うものと下水道法で定められており、国が一括して整備や維持管理を行うことは難しいと考えられます。しかし、下水道施設の整備に国からの補助金等の活用が可能な場合、国に対し、補助金の交付を申請するとともに補助金の交付用件の緩和や財源の確保について要望していきます。</p>	<p>財産管理課 産業振興課 みどり公園課 上下水道総務課 下水道施設課</p>
11月7日	<p>（再掲）</p> <p>（1）市の広報紙について 高齢者にとって読みやすい紙面づくりをしてください。また、広報紙に広告を入れることは、公平性の観点から問題があると思うので、やめてほしいです。そして、広報紙中の市長のあいさつ文は、施政方針を年度の初めに載せるのみで良いと思います。</p> <p>（2）ゴミ収集所について ゴミ収集所のネットを容器等に変更する対策を早急に実施してほしいです。</p>	<p>（1）広報あさかの紙面については、市からのさまざまな情報を掲載する必要があり、現在の形で発行していますが、皆様にとって読みやすい広報となるよう努めていきます。また、広報に掲載の広告は、市の自主財源を確保するため、一部企業に限ることなく広く募集し、掲載内容に問題がないか審査し掲載しています。</p> <p>広報の市長挨拶部分については、市長自らの言葉で市の重点課題や施策の背景、また市内イベントの様子などをわかりやすくお伝えすることは、市政運営の透明性や説明責任を果たすうえで有意義であり、現行の掲載を基本として継続していきたいと考えています。</p> <p>（2）ゴミ集積所について、現在本市では、燃やすごみの鳥獣対策として、大小2種類のクリーンネットを貸与しています。御要望のごとの配布ですが、限られた予算内で事業を実施していく中で、市内に5千箇所以上ある集積所にかごを購入し配布をすることは困難であると考えています。一方、クリーンネットにおいても、ネットを袋状にしてごみをその中に投入したり、ネットをごみの下に押し込んだり、適切にお使いいただくことで、鳥獣による被害を防ぐことができているので、引き続きクリーンネットの適切な利用方法の周知啓発に努めていきます。</p>	<p>シティ・プロモーション課 資源リサイクル課 秘書課</p>

編集 朝霞市 市長公室 市政情報課
電話 048-463-1111 (内線 2316)
048-463-3163 (直通)